

一般社団法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。

2 当法人は、従たる事務所を兵庫県姫路市西庄甲520番地及び兵庫県姫路市広畠区夢前町三丁目1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、兵庫県立姫路循環器病センターと社会医療法人製鉄記念広畠病院（以下、両病院という。）の統合再編までの間、両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、統合再編を円滑に行い、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療連携及び患者紹介に関する事業
- (2) 人材教育に関する事業
- (3) 人材交流に関する事業
- (4) 前各号に定めるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

第3章 医療連携推進方針

(医療連携推進方針の遵守)

第5条 当法人は、医療法第70条に定める医療連携推進方針を定め、これを遵守しなければならない。

第4章 医療連携推進区域

(医療連携推進区域)

第6条 当法人の医療連携推進区域は、兵庫県地域医療構想に定める中播磨・西播磨圏域とする。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第7条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第8条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続き)

第9条 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 社員

(法人の構成員)

第10条 当法人は、当法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、当法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 当法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- (2) 当法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 当法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- (4) 当法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1) 又は(2)の法人のうち、医療法第70条第1項の参加法人（以下、「参加法人」という。）になることを希望しない法人
- (6) 当法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 当法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第11条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 当法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

3 以下の者については、社員としない。

(1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

(2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

- (3) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第12条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時
及び毎年、社員は、必要経費を均等に負担することとする。

(法人社員の責務)

第13条 第10条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定する
に当たっては、あらかじめ、当法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の
借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(任意退社)

第14条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任
意にいつでも退社することができる。

(除名)

第15条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によっ
て当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、
その資格を喪失する。

- (1) 第12条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第7章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決等)

第24条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般法人法所定の電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第27条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、規則で定める。

第8章 役員

(役員)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。なお、代表理事をもって理事長とする。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

5 以下の者については、役員としない。

(1) 当法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

(2) 当法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

- (3) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 当法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員の職務及び権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第32条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

- 第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除)

- 第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第9章 理事会

(設置)

- 第35条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

2 代表理事の選定及び解職は、医療法第70条の8第3項に規定する都道府県知事（以下、「認定都道府県知事」という。）の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第37条 理事会は、各理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときは又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、規則で定める。

第10章 地域医療連携推進評議会

(構成)

- 第44条 当法人に地域医療連携推進評議会を置く。
- 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。
- 3 地域医療連携推進評議会の定員は、8人以内とする。
- 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第2項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

- 第45条 地域医療連携推進評議会は、当法人が第13条の意見を述べるに当たり、当法人に対し、必要な意見を述べることができる。
- 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、当法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。
- 3 当法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

- 第46条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第47条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第11章 資産及び会計

(資産)

- 第48条 当法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当時の資産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入
- 2 当法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第49条 当法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 不動産

(2) 基金

2 基本財産は処分し又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 当法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 当法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 当法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならぬ。

5 当法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならぬ。

6 当法人の理事は、前項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

7 当法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

8 第6項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。

9 当法人の理事は、第6項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

10 第8項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

(閲覧)

第53条 当法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があつた

場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款
- (2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 当法人は、社員総会の日の1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならぬ。
- 3 当法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 当法人は、社員総会の日の1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならぬ。

(認定都道府県知事への届出)

第54条 当法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。

(剰余金の不分配)

第55条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第56条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第12章 定款の変更、解散及び清算等

(定款の変更)

- 第57条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
- 2 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。
 - 3 当法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。

(解散)

第58条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 第3条の目的を達成したとき
 - (2) 目的たる業務の成功の不能
 - (3) 社員総会の決議
 - (4) 社員の欠亡
 - (5) 破産手続開始の決定
- 2 当法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の

決議をすることができない。

- 3 第1項第2号又は第3号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。

(清算)

- 第59条 当法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって当法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 当法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であつて持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であつて持分の定めのないものに贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所及び電子公告に掲示する方法により行う。

第14章 雜則

(雑則)

- 第63条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第15章 附則

(最初の事業年度)

第64条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に定める最初の事業年度には、本定款に定める事項のうち、医療法に定める規定は適用しない。

(設立時の役員)

第65条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 木下 芳一
設立時理事 佐藤 二郎
設立時理事 向原 伸彦
設立時理事 奥野 豊
設立時理事 橋 史朗
設立時理事 坂原 康敏
設立時代表理事 木下 芳一
設立時監事 八木 聰

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第66条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
設立時社員 兵庫県

住所 兵庫県姫路市広畠区夢前町三丁目1番地
設立時社員 社会医療法人製鉄記念広畠病院

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。